

2015 年度 石橋財団奨学金(後期・受入) 募集・推薦要項

公益財団法人日本国際教育支援協会(以下「本協会」という。)では、公益財団法人石橋財団(理事長石橋 寛氏)のご支援により、「石橋財団奨学金(後期・受入)」(以下「本奨学金」という。)の受給者を下記により募集する。

記

1. 目的

本奨学金は、美術史を専攻する優秀な学生に対して奨学金を支給することにより、その分野でグローバルに活躍できる人材の育成に寄与すると共に、海外に留学する日本人学生と、海外から日本の大学に留学する外国人学生の双方を支援することにより、美術史の分野における日本と海外の大学間の相互交流を促進することを目的とする。

2. 奨学金の寄付者及び寄付の趣旨

本奨学金の寄付者である公益財団法人石橋財団(以下「奨学金寄付者」という。)は、美術・教育などの助成・振興を図り、文化の向上発展に寄与することを目的に、1956 年(昭和 31 年)に設立されて以来、美術館の維持・運営、教育・文化事業・芸術活動・国際教育などに取り組む学校や団体等の活動の支援を行ってきた。21 世紀に入ってから、進取性・人間性・国際性をテーマに新たな活動を展開し、その一環として、2011 年に奨学金事業を開始し、美術史の分野でグローバルに活躍できる人材を育成することを趣旨としてこの奨学金を提供したものである。

3. 応募資格

次の各号のすべてに該当する者。

- (1) 原則として 2015 年 10 月現在で、日本国内の大学(以下「大学」という。)(修士・博士課程)に入学するため、海外から出願する私費外国人留学生。日本国内の大学は、寄付者と協議の上選定した指定校制とする。また、在留資格は留学であること。
- (2) 入学予定の大学の長の推薦を受けることができる者。
- (3) 美術史を専攻する者(大学院研究生を含む)
- (4) 留学の目的又は計画が明確で、修学の効果が期待できる者。
- (5) 経済的援助を必要とする者。
- (6) 心身共に健康であり、かつ品行方正で学業成績が優秀な者。
- (7) 授業等に適応することができる日本語能力を有する者。

4. 採用人数

5 名程度

5. 支給内容

月額奨学金 150,000 円

6. 支給期間

2015 年 10 月より 2017 年 9 月まで(ただし、大学における在籍期間中に限る。最長 2 年間。)

7. 応募・推薦方法

- (1) 本奨学金を受けようとする者(以下「応募者」という。)は、所定の様式による願書を、大学を通じて、本協会理事長(以下「理事長」という。)に提出するものとする。
- (2) 大学の長は、3 に掲げる応募資格に該当する者について、8 に挙げる応募・推薦書類を理事長に提出するものとする。なお、推薦人数等については、別途依頼文で示す。
- (3) 大学の長は、本奨学金の推薦と同時に、日本から海外へ留学する学生(派遣学生)を推薦する場合、8(4)に挙げる交流計画申請書を理事長に提出するものとする。なお、派遣学生の募集・推薦要項については、別途示す。

8. 応募・推薦書類

- (1) 願書(別紙様式1。日本語で記載されたものに限る。) 1通
- (2) 応募者の写真(最近6ヶ月以内に撮影したもの。4.0cm×3.0cm、
上半身、脱帽、裏面に氏名を記入し、願書の所定欄に添付すること。) 1葉
- (3) 推薦書(別紙様式2。推薦理由は、指導予定の教官等が記入すること。) 1通
- (4) 交流計画申請書(別紙様式3。派遣学生を推薦する場合のみ提出) 1通

9. 応募・推薦書類の提出期限

2015年6月19日(金)本協会必着。なお、締切期日を過ぎた場合や提出書類に不備のある場合は、受理しない。また、提出書類は一切返却しない。

10. 選考方法及び結果の通知

理事長は、7の(2)により推薦された者について寄付者とともに選考を行い、受給者を決定する。結果は、2015年8月中旬を目途に大学を通じて通知する。

なお、選考にあたっては、派遣と受入を一組とした推薦を優先することとする。

11. 支給方法

本奨学金は、別に定める方法により、大学を通じて支給する。

12. 受給者の義務

- (1) 受給者は、本奨学金支給期間中の学習・研究状況について、学業成績証明書と共に、毎年度末及び奨学金受給終了後、所定の様式により、大学を通じて理事長に提出しなければならない。
- (2) 受給者は、住所・連絡先及び所属先(大学、就職先等)に変更があった場合、本奨学金受給期間中は大学を通じて、受給終了後は直接本協会へ遅滞なく届け出なければならない。
- (3) 受給者は、本協会又は寄付者の要請に応じ、アンケート等への回答、あるいは交流会等に参加しなければならない。

13. 奨学金給付の休止・停止又は終了

- (1) 受給者が長期欠席した場合は、本奨学金を支給しない。
- (2) 受給者が、次の①から④のいずれかに該当した場合には、本奨学金の支給を打ち切る。
 - ① 大学を休学又は留年した場合。
 - ② 本奨学金受給者の義務を怠った場合。
 - ③ この要項の定める事項に該当しなくなった場合。
 - ④ その他受給者として相応しくないと判断された場合。
- (3) 応募・推薦書類の記載事項に虚偽のある場合は、受給決定を取り消す。

14. その他(注意事項等)

- (1) 受給者は、原則として、本奨学金の返還義務を負わない。また、本奨学金寄付者への入社その他の付帯義務を負うものではない。
- (2) 受給者は、12の(1)と共に、学位論文の概要を提出しなければならない。
- (3) 受給者は、12の(3)の交流会等(寄付者主催の日本語で実施される成果報告会)に、参加すること。

15. 個人情報の取り扱い

応募・推薦書類上の個人情報は、本協会の実施する学生支援事業にのみ利用し、その他の目的には利用しない。

16. 応募・推薦書類の提出先・問い合わせ先

公益財団法人 日本国際教育支援協会 事業部 国際交流課

〒153-8503 東京都目黒区駒場 4-5-29

TEL: 03-5454-5274 FAX: 03-5454-5242 E-mail: ix@jees.or.jp

以 上